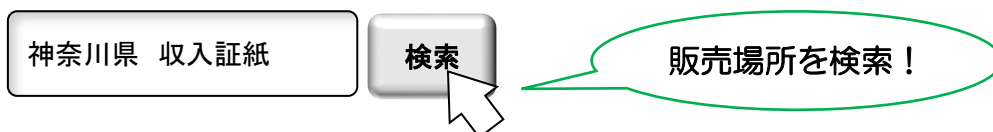


書類を郵送で提出する場合の注意点

- ◆ 収入証紙を貼り付けた書類がある場合は、必ず簡易書留でお送りください。(簡易書留を使用すると、郵便事故等の万一の場合に5万円以内の実損額が賠償されます。)簡易書留郵便は郵便局の窓口で手続きをする必要があります。手続きの際に渡される控えをお手元に保管しておいてください。
- ◆ 書類には日中連絡がつく電話番号を必ず記載してください。
- ◆ 書類の内容について確認の連絡をする場合がありますので、コピーを取っておく等、提出した書類の内容がわかるようにしてください。
- ◆ 電気工事士免状は、氏名・番号・写真のある面と、講習履歴の書かれた面(第一種電気工事士のみ)をコピーしたものを送付してください。原本の送付は不要です。
- ◆ 手数料の収入証紙は、**神奈川県収入証紙**を貼り付けてください。(消印をしないでください。神奈川県収入証紙以外での納付はできません。)
- ◆ 収入証紙の誤購入等による返金はできません。手引きをお読みの上、必要な手数料額を十分に確認してください。

注意: 神奈川県の収入証紙は、郵便局では販売していません。

(神奈川県収入証紙販売所一覧 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/top.html>)



- ◆ 事務処理は提出書類に不備がない時点で開始します。不足書類等がある場合は手続きを始めません。そのため、窓口での申請よりも手続の期間が長くなる場合があります。
- ◆ 電気工事業開始届出書や開始通知書を郵送する場合は、手引きに記載のとおり^の返信用封筒を必ず同封してください。また、変更届出書の副本を同封される際にも切手を貼りつけ、郵便番号・住所・氏名を記入した返信用の封筒を同封してください。
- ◆ ご不明な点は各窓口までお問い合わせください。

【書類送付先】

会社や営業所等の所在市町村	窓口	住所	電話
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	消防保安課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-3475
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)